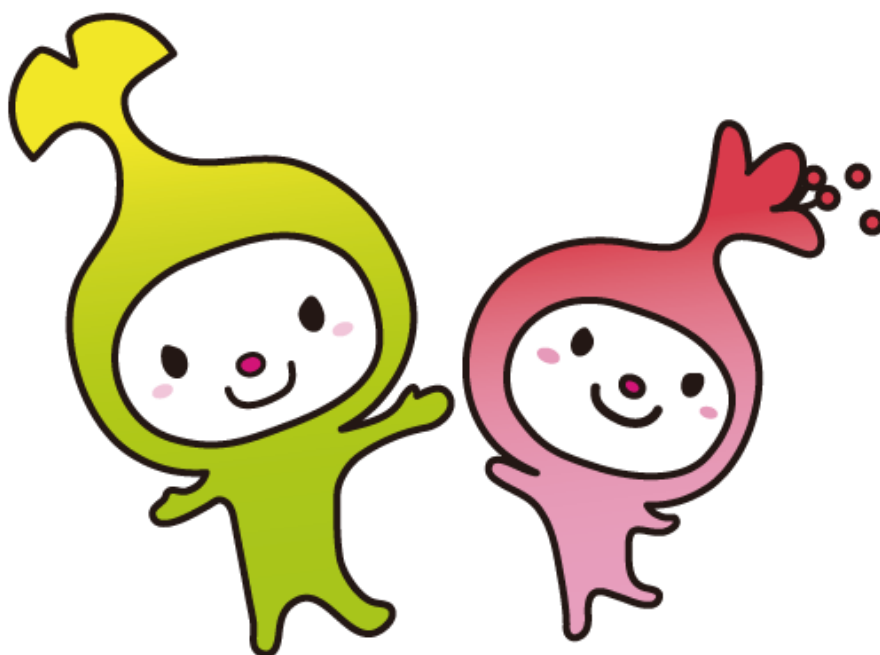


令和8年度

和光市教育行政アクションプラン



和光市イメージキャラクター
「わこうっち」

和光市キャラクター
「さつきちゃん」

令和8年4月

(2026年4月)

和光市教育委員会

和光市教育行政アクションプランとは・・・

5年間の中・長期的な計画である和光市教育振興基本計画の10の基本施策に関わり、各年度における重点目標や具体的な取組等について示したものです。

目 次

和光市教育振興基本計画【概要】・・・・・・・・・・ 1

1 計画の概要

2 施策の体系

3 計画の進行管理

令和8年度の重点・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

令和8年度 学校教育指導の重点・・・・・・・・・・ 17

参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

- ・ 和光市教育委員会
- ・ 和光市教育委員会事務局組織
- ・ 和光市立小・中学校児童生徒数
- ・ 和光市教育大綱・和光市第五次総合振興計画【概要】

和光市教育振興基本計画

Ⅰ 計画の概要

和光市教育振興基本計画は、教育基本法に基づく本市の教育振興基本計画です。市の総合的な計画の「第五次和光市総合振興計画」や市長が定めた「和光市教育大綱」を踏まえた教育行政における中長期的な計画です。

【基本理念】

生涯にわたる自発的な学びと、
豊かで健やかな人生の実現を支援する教育

テクノロジーの進歩や予測困難な社会に対応するためには、生涯にわたって自発的に学び続けなければなりません。学びが人を成長させ、その人の人生を豊かにするだけでなく、新しい社会の形成に寄与することとなります。

そのためにも和光市では子供から大人まで、誰もが学びを豊かにし、幸せな人生の実現を支援する教育の振興を図ってまいります。

「基本理念」の実現のために、以下の4つの「基本方針」と10の「基本施策」を掲げていきます。

【基本目標】

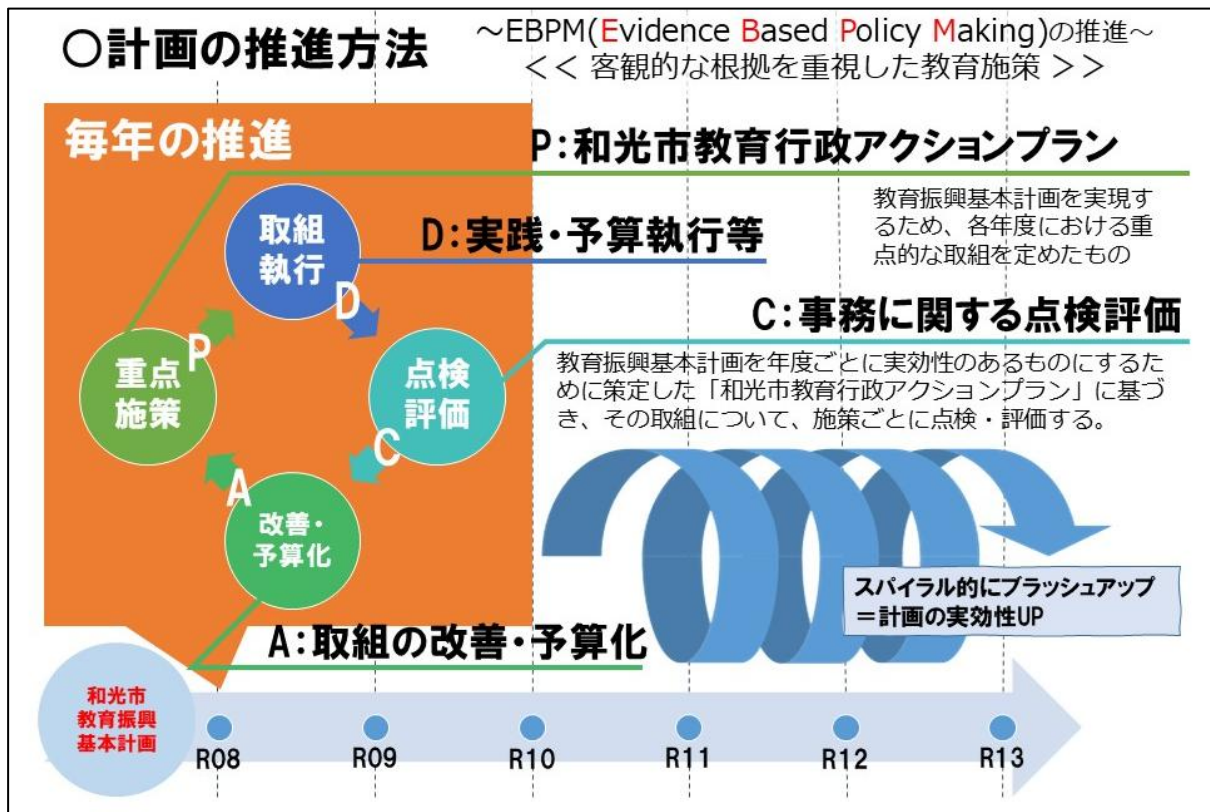
- 1 学びの基礎となる確かな学力の育成と、社会性を育む義務教育の推進
- 2 地域特性を生かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進
- 3 福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進
- 4 デジタル技術の進化に即した情報教育の推進

【基本施策】

- 基本施策1 確かな学力と自立する力の育成
- 基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成
- 基本施策3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実
- 基本施策4 多様なニーズに対応した教育の推進
- 基本施策5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進
- 基本施策6 安全安心な学校施設の整備
- 基本施策7 こども・若者の居場所づくり
- 基本施策8 社会教育・生涯学習の振興
- 基本施策9 歴史的・文化資源の保存・活用と創造的な文化の振興
- 基本施策10 スポーツ・レクリエーション活動の推進

3 計画の進行管理

本計画の円滑かつ着実な推進を図るため、「教育委員会の事務に関する点検評価」を活用し、PDCAサイクル（経営マネジメントサイクル Plan：計画⇒Do：実行⇒Check：測定・評価⇒Action：対策・改善）による適切な進行管理を推進し、現状の施策活動実績を分析評価し、その中から課題や改善点を洗い出して次の施策に生かしていくことで基本理念の実現を目指します。



【本計画の推進に関わるPDCAサイクル】

○ 和光市教育行政アクションプラン

和光市教育振興基本計画に掲げる10の基本施策に関わり、その年度における重点目標や具体的な取組等についてまとめたものです。教育振興基本計画が5年間の中・長期的な計画であるのに対して、教育行政アクションプランは、毎年度示してまいります。

○ 教育委員会の事務に関する点検評価

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正により、平成20年4月1日から、教育委員会でその教育行政事務の管理執行状況について自己点検及び評価を行うことになり、効果的な教育行政を推進するため、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価」を平成20年度から毎年実施し、報告書にまとめ公表しています。

令和8年度の重点

基本施策Ⅰ 確かな学力と自立する力の育成

「主体的・対話的で深い学び」の視点を基盤に、授業改善と教育課程の柔軟な編成を推進し、児童生徒一人一人の学力、その中でも特に学習意欲や自己肯定感を高めます。情報活用能力の育成や探究的な学びの充実を図るとともに、各学校段階に応じたキャリア教育や主権者教育を、家庭・地域社会と連携して展開し、未来社会を主体的に切り拓く力を育成します。また、教育の「余白」を活かした多様な学びの場を整え、誰一人取り残さない包摂的な教育の実現を目指します。

《令和8年度の指標の目標》

| |
|--|
| 勉強の仕方について （埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙） |
| 52.6% （←令和7年度 50.7%） |
| 【定義】勉強の仕方についての項目のうち、県平均と同等（±0.5ポイント）が県平均を上回っている項目数の割合 |
| 自分自身のことについて （埼玉県学力・学習状況調査 児童生徒質問紙） |
| 45.5% （←令和7年度 44.4%） |
| 【定義】自己肯定感や将来への展望など、自分自身のことについての項目のうち、県平均と同等（±0.5ポイント）が県平均を上回っている項目数の割合 |
| 児童生徒の学校における ICT 活用状況 （埼玉県学力・学習状況調査 質問調査） |
| 小6 : 77.2% （←令和7年度 73.9%） |
| 中3 : 67.4% （←令和7年度 61.7%） |
| 【定義】「小学5年生（中学2年生）までに受けた授業で、PC・タブレットなどのICT機器を、週3回以上使用した割合（「ほぼ毎日」も含む） |

主な取組

施策Ⅰ 個の学力を伸ばす教育の推進

- (1) 各種調査等を活用し、児童生徒の実態に基づいた学力向上プランの策定及び「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく指導法の改善
- (2) 次期学習指導要領を志向した委嘱研究の推進

施策Ⅱ 次世代に求められる資質・能力の育成

- (1) 探究的な学びの拡充を志向した教育課程の編成
- (2) 姉妹都市との連携学習の実施をはじめとしたいろいろな国の方々と連携した国際理解教育の充実

施策Ⅲ 新しい時代に対応する教育の推進

- (1) ICTを活用した授業改善と協働的な学びの推進
(ICT活用推進委員会を中心とした事例の収集・共有)
- (2) 読書活動の推進による豊かな感性と表現力の育成

施策4 社会の形成に参画する力の育成

- (1) 地域社会や関係機関と連携したキャリア教育の実施
- (2) 持続可能な地域づくりに向けた課題解決型学習の推進
(市役所等行政機関や地元企業等と連携した総合的な学習の時間の実施)
- (3) 幼・保・小連絡協議会による円滑な接続

基本施策2 豊かな心と健やかな体の育成

こどもたちが多様な他者と協働しながら、思いやりや規範意識、勤労観・職業観を育み、豊かな人間性と社会性を身につけることを目指します。自己肯定感や自己有用感を高める教育を推進するとともに、体力面に課題を抱える本市の実情を踏まえ、運動習慣の定着や生活リズムの改善、食育の充実を図り、生涯にわたる健康的な生活の基礎を育成します。また、教育課程の「余白」を活かした体験的な活動や地域との連携を通じて、心身の健やかな成長を支援します。

《令和8年度の指標の目標》

| |
|--|
| 規律ある態度について （埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙） |
| 90.3% （←令和7年度 88.9%） 【定義】小4～中3における規律ある態度に関する項目のうち達成率80%以上の項目数の割合 |
| 新体力テスト （全国体力・運動能力、運動習慣等調査） |
| 79.0% （←令和7年度 78.4%） 【定義】新体力テストの総合評価（A～Eの段階絶対評価）で上位3ランク（A+B+C）の児童生徒の割合 |

主な取組

| | |
|------------|--|
| 施策1 | いじめや非行問題等に係る生徒指導及び教育相談体制の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 各校の教育相談部会への支援センター職員の参加、相談員研修会における事例検討等を通じた学校全体で取り組む教育相談体制の強化のための研修会実施 (2) 教育支援センターの拡充と関係機関等との更なる連携 (3) ID・パスワード管理の重要性、権利や著作物の理解、情報発信の責任に関する学習等を通じた、情報モラル教育の推進とネットトラブル防止 |
| 施策2 | 人権を尊重した教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 教育活動全般を通じた人権教育の充実と授業改善 （県・市主催の教員研修への参加、人権教育推進プログラムの活用） (2) ゲストティーチャーを活用するなど体験活動のより一層の充実 (3) 市内作品展や、芸術鑑賞教室、音楽会の実施等、芸術文化を通して他者作品等に触れる学びの推進 |
| 施策3 | 情感豊かな心を育む教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道徳科の授業の充実。（授業公開や研修会の充実等、現場の教員が自信を持って授業を行えるような支援の実施） (2) 豊かな体験活動の充実。（特別活動、総合的な学習の時間における探究的な学び等の指導の充実） (3) 規律ある態度の育成。（重点「整理整頓」「話を聞き発表する」） |
| 施策4 | 運動に親しみ、健やかな体を育む教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内授業研究会や体力向上推進委員会を活用した体育授業の工夫や取組の共有等を通じた体育授業の工夫と運動習慣の定着 |

- (2) 体力・健康データを活用した個別指導の充実
- (3) 体力テストコーナーや休み時間における体育活動、校庭や体育館の解放等、各校の実情に合わせた運動機会の創出等、学校での運動・スポーツ活動環境の整備

施策5 健康の保持増進と食育の推進

- (1) 保健学習と生活習慣の定着
- (2) 県のメンタルヘルスリテラシーツール等の活用を通じた各学校におけるメンタルヘルスリテラシー教育の実施
- (3) 発達段階に応じた性教育やいのちの安全教育の実施
- (4) 地元農家と連携した食育授業の実施等、学校給食を活用した食育の推進

基本施策3 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実

複雑化・多様化する教育課題に対応し、児童生徒一人一人の可能性を最大限に引き出すため、優れた教職員の育成・確保に努めるとともに、教職員が協働し力を発揮できる「チーム学校※」の推進と、働き方改革を踏まえた持続可能な学校運営体制の構築を図ります。また、教育DXの進展を活かし、校務の効率化や教育の質の向上を支援します。一方、児童生徒の安全・安心を守るため、安全教育の充実、通学区域の見直し、地域との連携による安全な環境整備を進め、誰もが安心して学べる学校づくりを推進します。

《令和8年度の指標の目標》

| |
|---|
| 学級経営や生徒指導、指導法等について （埼玉県学力・学習状況調査 児童・生徒質問紙） |
| 61.7% （←令和7年度 59.7%） |
| 【定義】小4～中3の学級経営や生徒指導、指導法等に関する項目のうち、県平均と同等（±0.5ポイント）か県平均を上回っている項目数の割合 |
| 一月当たりの時間外在校時間 （勤怠管理） |
| 63.0% （←令和6年度 53.7%） |
| 【定義】1年間の時間外在校時間が360時間以内かつ1か月の時間外在校時間が45時間を超える月が6か月以内の人数の割合 |

主な取組

| |
|--|
| <p>施策1 教職員の資質・能力の向上</p> <p>(1) キャリアステージに応じた研修の充実と実践共有</p> <p>(2) 大学や専門機関との連携による専門性向上</p> <p>(3) 衛生推進委員会等、よりよい職場づくりへの協議の実施</p> <p>(4) 教育公務員としての自覚と責任を育む不祥事防止研修の実施</p> |
| <p>施策2 働き方改革を踏まえた学校の組織運営の改善</p> <p>(1) 働き方改革の新たな基本方針を志向した負担軽減等の実施</p> <p>(2) 学校評価の手引きを活用した学校評価の改善</p> <p>(3) 保護者や地域の方々における学校の働き方改革への理解促進</p> |
| <p>施策3 学習環境等の整備・充実</p> <p>(1) 校内ネットワークの環境改善、児童生徒のニーズに応じた図書資料の購入等、ICT環境や教材、図書資料等教育環境の整備</p> <p>(1)(2) 校務支援システムの更新（現状使用しているシステムの成果と課題を把握・整理、解消に向けたシステムの構築）</p> |
| <p>施策4 児童生徒の安心・安全の確保</p> <p>(1) 発達段階に応じた体験型安全教室の実施等、安全教育の充実</p> <p>(2) 通学路安全点検の計画的な実施等、保護者や地域と連携したこどもの安全な環境の構築</p> <p>(3) PDCAサイクルに基づく、危機管理マニュアルの見直し等、各学校の実情や現代的な課題等に応じた危機管理体制の整備</p> |

基本施策4 多様なニーズに対応した教育の推進

共生社会の実現に向けて、特別な教育的支援を必要とする児童生徒一人一人の状況に応じた指導・支援を充実させ、切れ目のない支援体制の構築を図ります。多様な課題に対応できる学校づくりのために、教職員の専門性の向上を図るとともに、学校全体で対応できる組織体制を整備し、家庭や地域との連携を深めながら、包摂的で安心できる教育環境の充実を推進します。特に、不登校児童生徒やその保護者への支援、居場所づくりなど、誰もがつながりを感じられる仕組みづくりにも取り組みます。

《令和8年度の指標の目標》

| |
|--|
| 特別支援学校教諭免許状等の取得率 |
| 62.0% (←令和7年度 60.0%) 【定義】特別支援学級を担当する本務教員の特別支援学校教諭免許状等の取得率 |
| 長期欠席者等における状態の変化 (支援状況資料) |
| 35.8% (←令和7年度 39.7%) 【定義】埼玉県「児童生徒支援ガイドブック」にある、長期欠席者の状態において、全長期欠席者等のうち、状態6～8に該当する児童生徒の割合 (※割合が減る方が状況改善) |

主な取組

施策1 特別支援教育の充実

- (1) 市内全校における特別支援学級の拡充や通級指導教室の運営や体制等の改善
(県特別支援教育推進専門員派遣の活用、県立特別支援学校センター的機能活用の推進、朝霞地区四市通級指導教室連絡会の充実)
- (2) 教育支援センター・適応指導教室の体制整備
(教育支援センター移設・拡充、就学相談等の体制整備、出張適応指導教室の継続)
- (3) 医療的ケア児受入れの理解促進のための研修の実施
(学校支援部会の実施、研修会参加の推進)

施策2 経済的な支援を必要とするこどもへの支援

- (1) 就学援助等による経済的支援
- (2) 福祉部の「アスナル教室」との連携

施策3 不登校児童生徒への支援

- (1) 教育支援センターの拡充による不登校児童生徒と保護者支援の強化
- (2) 各学校における不登校児童生徒と保護者支援体制の見直しと居場所づくりの推進
(県実施のメタバス空間の活用)
- (3) フリースクールなど、学校外の組織や関係機関との連携強化

施策4 外国人児童生徒など一人一人の状況に応じた支援

- (1) 日本語指導体制の見直しや教育委員会における窓口対応の強化（外国語対応等）
- (2) 児童生徒が抱える個別の問題の複雑化への対応強化のための関係機関との連携

基本施策5 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進

各学校のPTAや保護者の会、学校応援団※、コミュニティ・スクール等学校を支援する組織及び関係機関等との連携及び協働により、家庭や地域社会とともに歩む学校づくりを進めていくとともに、学校を核とし、地区社会福祉協議会や自治会など地域を支える組織と連携及び協働した地域学校協働活動の実現を目指します。

《令和8年度の指標の目標》

| |
|---|
| コミュニティ・スクールの理解度（アンケート ※保護者対象） |
| 22.7% （←令和7年度 14.4%） |
| 【定義】小5、中2の保護者アンケートにおけるコミュニティ・スクールの理解について「よく理解している」「理解している」の割合 |
| コミュニティ・スクールの理解度（アンケート ※教職員対象） |
| 65.0% （←令和7年度 61.3%） |
| 【定義】教職員に対するアンケートで、コミュニティ・スクールの理解について「よく理解している」「理解している」を選択した割合 |

主な取組

施策1 コミュニティ・スクールの推進

- (1) ホームページ更新やリーフレット作成など、保護者や地域への周知
- (2) 各学校における学校運営協議会の在り方等の改善
- (3) 市教委指導主事による学校運営協議会の会議への参加

施策2 各学校におけるPTAや保護者の会、学校応援団等、学校を支える組織等との連携・協働

- (1) 家庭教育アドバイザーの活用等、各学校における家庭教育支援の充実
- (2) 各学校の地域連携教育計画の作成と保護者・地域への周知
- (3) 新しい学校評価の実施による保護者・地域の方々の学校への参画促進

施策3 地域を支える組織や関係機関等との連携・協働

- (1) 学校教育課指導主事による地域・関係機関とのつながり強化
- (2) 部活動地域展開の推進（実証事業の実施・指導者や受入団体等の確保）
- (3) 地域学校協働本部による「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」の推進

基本施策 6 安全安心な学校施設の整備

児童生徒が日常の大半を過ごす学校教育環境の安全性を確保し、安心して学校生活を送れるように学校施設を整備します。

《令和 8 年度の指標の目標》

| |
|--|
| 普通教室・特別教室・体育館・卓球場・格技場の照明器具の LED 化 |
| 40% (←令和 7 年度 38%) 【定義】小中学校の施設内にある室場のうち、照明器具を全て LED 機器に更新した室場の割合 |
| 校舎内トイレの洋式化 |
| 85% (←令和 7 年度 83%) 【定義】小中学校の校舎内の全トイレ大便器のうち、洋式便器の割合 |

主な取組

施策 1 学校施設及び設備の整備と適正な維持管理

- (1) 和光市小中学校個別施設計画に基づいた改築工事や長寿命化改修工事などの着実な実施
- (2) 令和 9 年末に生産終了となる蛍光灯の LED 化
- (3) 児童生徒が日常使用するトイレの老朽化対応・洋式化
- (4) 早期に設置した空調機器の更新
- (5) 学校施設に係る、適切な維持管理と状況の変化に応じた防災・防犯等対策の実施

基本施策7 こども・若者の居場所づくり

(本施策中における「こども」は0歳からおおむね30歳未満とし、「若者」は中学生からおおむね30歳未満を対象としています。)

こどもが身近な地域の大人や友だちと触れ合いながら安心して過ごすことができ、社会の責任ある一員として成長できるようにします。

《令和8年度の指標の目標》

| |
|--|
| わこうっこクラブを利用している児童の満足度 |
| 80% (←令和7年度 未実施) |
| 【定 義】 わこうっこクラブを利用している児童のうち、「わこうっこクラブが楽しい」と回答した児童の割合 |
| 青少年育成団体主催のイベント参加者数 |
| 800人 (←令和6年度 602人) |
| 【定 義】 こども・若者が地域と関わる機会が減少しているため、地域との関わりをきっかけとする、青少年育成団体主催イベントの参加者数を設定 |

主な取組

施策1 学童クラブとわこうっこクラブの一体型運営等によるこどもの居場所づくりの推進

- (1) わこうっこクラブを学童クラブとの一体型事業として全校において開設し、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごせるよう推進する。
- (2) わこうっこクラブに子ども教室を包含し、地域の協力の下、児童が多様な体験・活動を行うことができるよう充実を図る。

施策2 こども・若者の居場所づくり

- (1) こども・若者の生活リズムを踏まえながら、総合体育館や図書館・公民館、児童センター(館)・公園、コミュニティ施設で、運動や体験学習、地域活動などの催しを展開する。
- (2) 充実した居場所づくりに向け、関連施設や所管等と情報共有・連携を図って周知する。

施策3 青少年健全育成活動の支援

- (1) 青少年育成関連団体や保護者に対する情報提供を充実させるため、広報誌やホームページなど各種広報媒体を活用して周知を図る。
- (2) 青少年団体による多世代が交流できるイベントを支援する。

基本施策8 社会教育・生涯学習の振興

市民の多様なニーズに対応した学習機会を提供し、市民が自主的な学習活動を行い、学んだことを地域で生かせるようにします。

《令和8年度の指標の目標》

| |
|--|
| 地域課題に関する講座の数 |
| 58回 (←令和7年度 55回) (R8.1月末現在 予定含む) 【定義】防災や健康、子育てなど地域の課題をテーマとして実施した講座の件数 |
| 生涯学習指導者活動件数 |
| 21件 (←令和7年度 21件) (R8.1月末現在 予定含む) 【定義】生涯学習指導者として登録されている地域の方を活用して実施した講座の件数 |

主な取組

| |
|---|
| 施策1 市民の主体的・自主的な学習活動の支援 (1) 市民の生涯学習・社会教育活動への支援 (2) 学びの成果を還元する仕組みの充実と、地域で活動する個人、団体、大学や企業など様々な分野と連携し地域課題を担う人材の育成・活用 (3) 社会教育と学校教育の連携推進 (4) 多世代間の交流推進 |
| 施策2 社会教育施設の充実 (1) 安全安心で快適に利用できる施設設備の充実 (2) ユニバーサルデザインや社会情勢に対応した施設の更新 |
| 施策3 生涯学習に関するネットワークの構築と活用 (1) 学校や地域、社会教育団体、国の研究機関等との連携強化 (2) 生涯学習に関する情報の収集、共有、発信 (3) 保護者に地域学校協働活動を知ってもらうための施策の検討 (4) ボランティアやリーダーを育成するための定期的な研修やワークショップ開催の検討 (5) 公民館を拠点とした地域学校協働活動の継続 |
| 施策4 多様な市民ニーズに対応した講座の企画・開催 (1) 市民の学習ニーズに対応した、学びがいのある講座・教室の開催 (2) 障害の有無にかかわらず共に学べる場の提供 (3) 地域のつながり、交流となる地域特性を生かした事業の開催 (4) 地域の人材を活用し、地域課題解決につながる講座の企画・開催 |
| 施策5 図書館機能の充実 (1) 適切な蔵書管理 (2) 学校図書館と連携し読書活動、調べ学習等を支援 (3) 中高生向け講座やアクティブシニア向けサービスの充実 (4) 図書館講座や読み聞かせなど、市民や他の公共機関等と連携した図書館事業の充実 |

基本施策9 歴史的文化資源の保存・活用と創造的な文化の振興

市民の貴重な財産である文化財や郷土の歴史を後世に伝えていくとともに、市民が郷土に愛着を持てるようにします。また、文化活動を行う市民の自主性が尊重され、創造的な文化活動を活性化します。

《令和8年度の指標の目標》

| |
|--|
| 文化財関係講座・見学会等件数（出前講座等含む） |
| 8回 （←令和7年度 8回）（R8.1月末現在 予定含む） 【定義】発掘現場公開や、文化財に関する講座の実施件数 |
| 国・県・市指定文化財件数 |
| 21件 （←令和7年度 21件）（R8.1月末現在） 【定義】保護・保存が必要な文化財として理解されている実数 |
| 新倉ふるさと民家園の来園者数 |
| 12,000人 （←令和6年度 9,965人） 【定義】新倉ふるさと民家園の来園者の総数 |

主な取組

| |
|--|
| 施策1 歴史的文化資源の保存・活用 (1) 史跡午王山遺跡の保存、活用及び整備の推進 (2) 歴史資料室・文化財保存庫の整理と活用 |
| 施策2 歴史的文化資源の魅力発信と学ぶ機会の充実 (1) デジタルミュージアムの運営 (2) フィールドワーク等体験型講座の実施 |
| 施策3 地域における伝統文化の継承 (1) 伝統文化団体への助成 (2) 新倉ふるさと民家園の維持・修繕、和光市古民家愛好会との協働 |
| 施策4 自主的で創造的な文化活動の支援 (1) 文化活動に関する相談支援の充実 (2) 文化活動、発表、創作の場の提供 (3) イベントにおける文化団体間交流の推進 |

基本施策 10 スポーツ・レクリエーション活動の推進

市民が身近な場所でスポーツ・レクリエーションに親しみ、自主的に取り組めるようにします。

《令和8年度の指標の目標》

| スポーツ施設の延べ利用人数 |
|----------------------------|
| 599,659名 (←令和6年度 595,659名) |
| 【定義】市内のスポーツ施設の延べ利用人数 |

主な取組

| |
|--|
| 施策1 スポーツ・レクリエーション活動の充実 指定管理者やスポーツ関連団体による幅広い世代を対象としたスポーツイベントの実施 |
| 施策2 スポーツ施設の維持管理 (1) 指定管理者制度を活用した適切な維持管理 (2) 公共施設マネジメント実行計画に基づく修繕 |
| 施策3 スポーツ施設の利便性向上 スポーツ関連団体とのヒアリングに基づいたスポーツ施設の利便性向上 |
| 施策4 参加しやすいイベントの企画・開催 わこうスポーツ祭りの実施 |
| 施策5 スポーツ・レクリエーション活動に関する情報発信 市ホームページやLINEを活用したスポーツ関連情報の広報 |
| 施策6 スポーツを支える人材の育成支援 (1) 支える人材の育成に関する情報提供 (2) スポーツイベントにおけるボランティア募集 |

※国のスポーツの定義・・・競技・余暇活動・体力増強のために行う身体活動の全般

令和8年度 学校教育指導の重点

(1)学校経営

◇ 創意工夫を生かし、特色ある教育活動の充実を目指す。

- ① 児童生徒が生き生きと学校生活を送ることができるために、学校経営方針及び学校教育目標を具現化する。
- ② 児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、特色ある教育課程を編成・実施する。
- ③ 学校、学年、学級で一貫した経営を行い、全教職員が学校運営に参画する。
- ④ 学校の教育課題を明確にした校内研修の実施及び教職員による不祥事防止に取り組む。
- ⑤ 家庭や地域社会、異校種との連携や交流を推進して、特色ある教育活動を展開する。
- ⑥ 学校を安全・安心な居場所として保障し、様々な事情抱える多様な児童生徒が、誰一人取り残されないように取り組む。

(2)学級経営

◇ 児童生徒一人一人が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重する様々な活動に自主的・実践的に取り組む。

- ① 日々、一人一人の児童生徒理解を深め、児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係を育む。
- ② ガイダンスとカウンセリングを充実させ、個々の学校生活への適応を図るとともに、よりよい人間関係の形成を実現する。
- ③ 学級の児童生徒一人一人が認められ、よさや可能性を発揮できる、また、他者の失敗や短所に寛容で共感的な学級の雰囲気醸成していく。
- ④ 児童生徒の規範意識を高めるため、学級のルールについて児童生徒が話し合ったり、意味を考えたりする機会を設ける。
- ⑤ 学級活動を充実させ、多様な考えに折り合いをつけながら、自分もよくみんなもよい解決方法を考えられるようにする。
- ⑥ ノーマライゼーションの理念に基づき、個に応じた指導や支援の充実を目指す。
- ⑦ 丁寧な児童生徒理解、肯定的な関わり方、教職員間での情報共有等に努めるとともに、二次的な障害を招かないような対応や自己肯定感を高めさせるような働きかけを行う。

(3)学習指導

◇ 生きる力を育む授業の創造を目指す。

- ① ICT機器を効果的に活用した授業の実施を推進する。
- ② 新しい観点に基づいた児童生徒の資質・能力を育むため、児童生徒の発達段階や地域資源の活用等を十分に踏まえたカリキュラム・マネジメントを展開する。
- ③ 児童生徒一人一人が内発的な学習意欲を高め、自ら気付き、自ら考える学習が展開できるように、問題解決学習や探究学習等、学習過程や指導方法等の工夫・改善を図る。
- ④ 児童生徒一人一人の理解の程度や興味・関心に応じた学習が進められるよう、少人数学級編制やティームティーチングの実施、教科担任制の推進などにより、個に応じたよりきめ細かな指導を行い、学習形態や指導体制等の一層の工夫・改善を図る。
- ⑤ 児童生徒の適切な言語活動を促すように、言語環境の整備に努める。

(4)生徒指導・教育相談

◇ 児童生徒が抱える悩みや不安の解決を図り、心豊かな児童生徒の育成を目指す。

- ① 一人一人の発達段階や性格的な特徴等、児童生徒理解を深め、カウンセリングマインドを生かした共感的理解に基づく指導と援助に努めるとともに、児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係を育む。
- ② いじめや不登校などの兆候については、早期発見・早期対応の取組の充実を図り、児童生徒が安心でき、自己存在感を感じられる授業や集団づくりを行う。

- ③ 基本的な生活習慣を確立させ、児童生徒自らが規範意識に基づいた行動ができるよう指導の工夫を図る。
- ④ 全教職員の共通理解と教職員一人一人役割を明確にし、管理職のリーダーシップの下、生徒指導主任や教育相談主任等を中心に、担任や養護教諭等、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員等と連携を図り、校内指導・支援体制を確立する。
- ⑤ 地域や学校の実態に応じた全体計画・年間計画を作成し、計画に基づく積極的な生徒指導・教育相談を推進する。
- ⑥ 家庭や地域社会、関係機関等と密接に連携し、地域ぐるみの健全育成活動を推進するとともに、相互に連携しながら児童生徒を支援する。
- ⑦ 全教職員で各学校のいじめ防止基本方針の共通理解を図り、いじめの早期発見・早期対応に努めるとともに、児童生徒間のトラブルを特定の教職員で抱え込むことなく組織として具体的に対応する。
- ⑧ 不登校児童生徒の学習状況や心身の状況等を継続的に把握するとともに、学校と家庭、関係機関等が相互に協力しながら児童生徒を支援する。

(5)進路指導・キャリア教育

◇ 自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、進路指導・キャリア教育の充実を図る。

- ① 全教職員による協力的な指導体制を整備し、児童生徒の実態に応じた指導計画の作成とその実施に努める。また、進路指導・キャリア教育の意義や推進方法などについて共通理解を深める。
- ② 児童生徒一人一人が進路に対する目的意識を高めるとともに、発達段階に応じて望ましい勤労観や職業観を身に付け、児童生徒理解を基盤とした指導・援助を計画的、組織的、継続的に行う。
- ③ 進路選択の指導に当たっては、単なる職業選択や学校選択に終わることなく、児童生徒自らの意思と責任で進路を選択決定できるよう、啓発的な経験を充実させ、キャリア教育の意義を踏まえた指導・援助に努める。
- ④ 児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。
- ⑤ 小・中・高等学校及び特別支援学校との連携を図るとともに、児童生徒が、自分自身の将来への変容や成長を自己評価できるよう、キャリア・パスポートの活用をする。

(6)道徳教育

◇ 人間としてのよりよい生き方を考え、実践できる児童生徒の育成を目指す。

- ① 自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。
- ② 児童生徒の道徳性の実態を的確に把握するとともに、道徳教育推進教師を中心に、全教職員の参加と協力によって全体計画、年間指導計画、学級における指導計画の見直しを図る。
- ③ 道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己の生き方について考えを深める学習指導を充実する。
- ④ 児童生徒の成長を認め、励ます評価を行うとともに、自らの指導を評価し改善する。
- ⑤ 道徳科の授業を積極的に公開するほか、保護者参加型の授業や地域教材の開発・活用などに家庭や地域社会の参加や協力を得るなど、相互の連携を密にする。また、「考え、議論する道徳」への質的転換に向け、多様な指導方法を取り入れた授業展開を図る。
- ⑥ 障害の有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てるとともに、授業においては、役割演技や動作化など指導を工夫する。

(7)体 育

◇ 健やかな体と豊かな心を持った児童生徒を育成する。

- ① 心と体を一体としてとらえ、児童生徒一人一人に運動の楽しさや喜びを味わわせる授業を実践し、自ら運動する意欲を培い、生涯にわたり積極的に運動に親しむ資質や能力、基礎的な体力を育成する。
- ② たくましく生きるための健康や体力を育成するため、体育・健康に関する指導を学校の教育活動全体を通じ計画的・継続的に指導するとともに、運動しやすい環境の整備・充実に努める。
- ③ 体育・健康に関する指導の充実のため、安全教育と安全管理に学校全体で取り組み、児童生徒の健康・安全に関する態度を育成する。
- ④ 学習指導要領の趣旨を生かし、体育科・保健体育科の体育的活動に関する指導と評価を効果的に進めるため、研修の充実に努める。

(8)健康教育

◇ 生涯にわたって心身ともに健康で安全な生活を主体的に実践できる児童生徒を育成する。

- ① 生涯にわたって心身の健康を保持増進していくための資質・能力を育成することを目指し、健康に関心を持てるようにするとともに、健康の大切さを認識し、健康課題をよりよく解決する学習活動を積極的に行うなど、保健教育の充実に努める。
- ② 自他の生命を尊重し、生涯にわたり自ら安全な生活を営むとともに、他の人々の安全にも配慮し、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質や能力を育てる。
- ③ 家庭・地域社会との連携を図り、学校保健・学校安全・感染症予防や具体的な対応策・学校における食育の充実に努める。
- ④ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣や、給食活動を通じた好ましい人間関係を育て、健やかに生きるための基礎を培う。

(9)人権教育

◇ 人権問題を正しく理解し、豊かな人権感覚を身に付け、様々な人権課題を解決しようとする児童生徒を育成する。

- ① 教育活動全体を通して人権教育を推進し、児童生徒の発達段階に応じて人権問題の正しい理解を図り、解決に向けて自ら主体的に行動できる児童生徒の育成に努める。
- ② 児童生徒や地域の実態を把握し、目標や視点を明確にした人権教育の全体計画及び年間指導計画の改善を図り、全教職員の協力体制の下で、計画的・総合的な実践に努める。
- ③ 一人一人の児童生徒が発達の段階に応じ、人権の意義や内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようにするとともに、多様な他者と協働するため、人権への配慮が様々な場面や状況に応じて、態度や行動に現れるようにするなど、人権感覚の育成に努める。
- ④ 家庭・地域社会と連携し、体験的活動や多くの人々との交流活動を通して自他の人権を尊重し、他者の痛みを共有できる豊かな人間性を醸成する。

(10)特別支援教育

◇ 一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を推進する。

- ① 特別支援教育全体計画を活用し、学校全体の教育活動における特別支援教育の位置付けを明確にするとともに、特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内委員会を計画的に開催し、組織的な校内支援体制の整備に努める。
- ② 児童生徒一人一人の教育的ニーズの把握を十分に行い、必要に応じて関係機関と連携を図り、個別の支援計画等の作成をして、適切な指導や支援に努める。
- ③ 特別支援学級及び通級による指導では、特別の教育課程を編成し、各教科等における配慮事項なども含めた個別の指導計画を作成する。
- ④ 就学支援については、早期からの情報提供や相談会の実施、継続的な相談等に努めるとともに、就学先決定については、児童生徒一人一人の障害の状態や保護者・本人の意向を十分聴取し、教育、福祉、医療等との連携に努め、専門家の意見を聞いた上で総合的かつ丁寧に行う。

- ⑤ 共生社会の形成を目指した教育の推進のため、一人一人の障害の状態に即した年間指導計画の下に、支援籍学習、交流及び共同学習の充実を図るとともに、学校における医療的ケアの実施体制について整備していく。

(11)国際理解教育

◇ 国際社会に主体的に生きる児童生徒の育成と国際理解教育の充実を目指す。

- ① 教育課程や授業内容等を国際理解教育の視点に立って見直し、全体計画・年間指導計画に基づき、日本及び諸外国の文化・伝統等について理解を深め、国際社会の一員としての自覚をもった児童生徒の育成に努める。
- ② 児童生徒の発達の段階や実態に即し、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等との連携を図り、効果的な指導の充実に努める。
- ③ 児童生徒が豊かな国際性を身に付けるため、外国語指導助手（ALT）や地域の人材等を積極的に活用し、言語能力や異文化理解を図るための授業や研修会の充実に努める。

(12)情報教育

◇ 情報化社会に主体的に対応できる情報活用能力を育む教育を推進する。

- ① 全ての教科等でICT機器を適切に活用して情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報をわかりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存共有したりといった情報活用能力の育成を図る。
- ② 情報及び情報手段を主体的に選択し、効果的に活用していくための情報活用能力や態度を培う全体計画・年間指導計画を作成し、授業の工夫・改善に努める。
- ③ 児童生徒が情報を主体的に収集・選択・活用・発信できる創造性と応用力の育成に努めるとともに、情報モラル及びデジタルシティズンシップに基づいた教育の充実を図る。
- ④ 系統的に小・中学校を通じてプログラミング教育を充実させる。
- ⑤ 教育の情報化を推進し、ICT機器等を効果的に活用し、学習指導の充実を図る。また、校務の情報化を推進し、教職員の情報活用能力の向上を図る。

(13)環境教育

◇ 持続可能な社会の実現のため、環境問題に関心を持ち、環境を守ろうとする心と態度の育成に努める。

- ① 身近な環境への理解を深め、環境を守ろうとする心を育成する。また、持続可能な環境型社会の実現を目指して、主体的に行動できる実践的な態度や資質、能力の育成に努める。
- ② 環境教育等促進法を踏まえ、環境教育の重要性や生涯学習との関連について教職員の認識を深めるとともに、指導内容、指導方法についての共通理解を図る。
- ③ 地域や児童生徒の実態に応じた各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等相互の連携を図った全体計画を作成する。また、児童生徒の主体的な学習が行われるよう、指導方法の工夫・改善に努める。
- ④ 家庭・地域社会、NPO等との連携を深め、地域の自然や社会環境を生かした体験活動を通して感受性を豊かにし、環境問題をより身近な課題として捉え、よりよく解決しようとする能力や態度の育成に努める。

(14)ボランティア・福祉教育

◇ 児童生徒や地域の実態等を把握し、豊かな心や福祉の心を培い、発達の段階に応じたボランティア・福祉教育の実践を目指す。

- ① ボランティア・福祉教育の意義について教職員の共通理解を図り、全体計画・年間指導計画に基づき、組織的・計画的な教育活動の推進に努める。
- ② ボランティアに関わる体験的な活動を通して、望ましい勤労観、職業間の育成や社会奉仕の精神の涵養を図ったり、人権尊重の精神を基盤に、社会福祉への関心と理解を深めたりするため、発達の段階や学校・地域の実態に即して、指導方法・指導内容を創意工夫し、ボランティア活動や福祉体験の充実に努める。

- ③ 家庭や地域、社会福祉施設等の理解・協力を得ながら、ボランティア・福祉教育を推進する。

(15)学校図書館教育

◇ 学校図書館を活用した授業の充実に努めるとともに、児童生徒の読書に親しむ態度を育む。

- ① 各教科等においては、学校図書館を利活用した学習を通して、児童生徒の「思考力・判断力・表現力等」や「情報活用能力」等を育むとともに、児童生徒が利用方法の基礎的な知識やマナーを身に付ける。
- ② 司書教諭を中心とした全教職員の共通理解のもと、適切な蔵書管理に努めるとともに、授業での活用促進、子供の居場所づくりなど、学校図書館のよりよい運営に努める。
- ③ 発達段階に応じた読み聞かせや一斉読書等、各学校の工夫した取組を通して、児童生徒の継続的な読書習慣を確立する。

(16)男女平等教育

◇ 男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合うとともに、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動しようとする態度を育む。

- ① 人権尊重を基盤とした男女平等の重要性、男女の相互理解と協力、家庭生活や職場における男女共同参画の大切さなど、男女共同参画の視点に立った教育を推進する。
- ② 教育活動全体を性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、男女平等の重要性、性別等にかかわらず個々人の相互理解と協力についての学習の充実を図る。
- ③ 男女平等教育のねらいや取組を明確にし、家庭・地域社会の理解と協力が得られるようにする。

(17)主権者教育

◇ よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする態度を育む。

- ① 児童生徒が現実の社会的事象に興味・関心をもつことや、実感をもって思考を働かせるように促すことを通して、児童生徒が社会の形成に参画する基礎を培う。
- ② 発達段階の応じた正解が一つに定まらない問いに取り組み、葛藤を抱く課題に対して、自ら根拠に基づいた主張を述べることと、自分とは異なる立場の主張の根拠を読み取ることができるよう指導する。

(18)消費者教育

◇ 児童生徒の消費者被害の発生を防ぐために、行政や関係機関と連携を図りながら消費者教育の推進を図る。

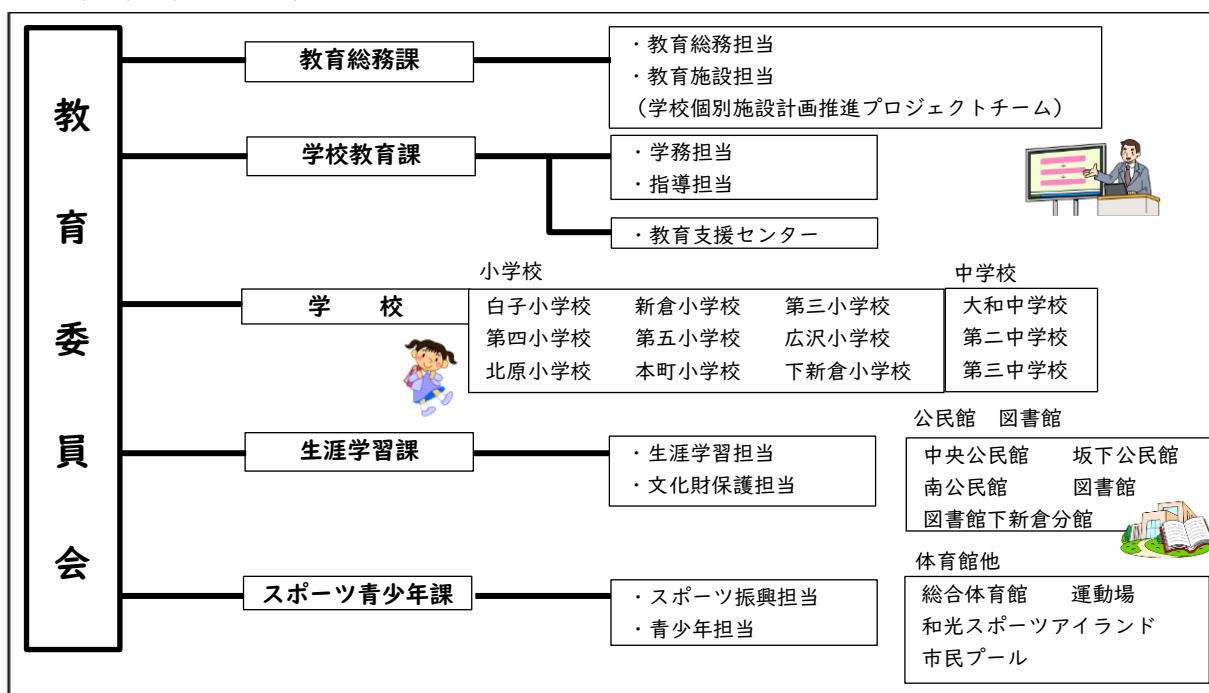
- ① 若年者の消費者被害が発生する背景及び被害を回避する方法や適切な対応の仕方を理解させ、将来を担う若年者が持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう、自立した消費者の育成を目指し推進を図る。
- ② 主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図り、参加型授業、模擬体験等の手法を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を目指す。

教育委員会組織等

1 教育委員一覧

| 職名 | 氏名 | 任期 |
|-----|-------------------|-----------------------|
| 教育長 | 石川 毅 (いしかわ つよし) | 令和 7年10月1日～令和10年9月30日 |
| 委員 | 山田 実 (やまだ みのる) | 令和 6年10月1日～令和10年9月30日 |
| 委員 | 牧江利子 (まき えりこ) | 令和 4年10月1日～令和 8年9月30日 |
| 委員 | 天内 綾 (あまない あや) | 令和 5年 6月9日～令和 9年6月 8日 |
| 委員 | 西谷 一晃 (にしたに かずあき) | 令和 8年 3月6日～令和12年3月 5日 |

2 教育委員会組織図



3 令和8年度和光市立小・中学校児童生徒数(令和8年1月26日現在見込数)

| 学校名 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 白子小学校 | 100 | 97 | 92 | 100 | 77 | 82 | 548 |
| 新倉小学校 | 80 | 79 | 107 | 73 | 103 | 92 | 534 |
| 第三小学校 | 97 | 82 | 91 | 101 | 79 | 70 | 520 |
| 第四小学校 | 72 | 77 | 55 | 73 | 61 | 75 | 413 |
| 第五小学校 | 86 | 84 | 98 | 83 | 91 | 105 | 547 |
| 広沢小学校 | 57 | 59 | 56 | 60 | 60 | 55 | 347 |
| 北原小学校 | 68 | 70 | 68 | 91 | 81 | 82 | 460 |
| 本町小学校 | 47 | 44 | 40 | 58 | 57 | 67 | 315 |
| 下新倉小学校 | 75 | 74 | 79 | 72 | 89 | 83 | 472 |
| 小計 | 682 | 666 | 686 | 711 | 698 | 713 | 4156 |
| 大和中学校 | 310 | 260 | 313 | | | | 883 |
| 第二中学校 | 176 | 185 | 148 | | | | 509 |
| 第三中学校 | 165 | 159 | 185 | | | | 509 |
| 小計 | 651 | 604 | 646 | | | | 1901 |
| 合計 | | | | | | | 6057 |

和光市教育大綱（令和８年度～令和１１年度）

「和光市教育大綱」とは、市長が、その地域の実情に応じ、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものです。

＜基本理念＞

「生涯にわたる自発的な学びと、豊かで健やかな人生の実現を支援する教育」

＜基本方針＞

- 1 学びの基礎となる確かな学力の育成と、社会性を育む義務教育の推進
- 2 地域特性を活かし、生涯継続する学びを支援する社会教育の推進
- 3 福祉、コミュニティ施策との密接な連携による地域・家庭教育の推進
- 4 デジタル技術の進化に即した情報教育の推進

第五次和光市総合振興計画

計画期間：令和３年度～令和１２年度

総合振興計画とは：長期的な展望に立ち、和光市の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けた総合かつ計画的なまちづくりの在り方を示したものであり、地方創生の視点も取り入れ、まち・ひと・しごと創生総合戦略としても位置づけられている。

第五次和光市総合振興計画

【将来都市像】みんなをつなぐワクワクふるさと和光

| 第五次和光市総合振興計画 | | 和光市教育振興基本計画 | |
|--------------------------------|--------|--|--------------------------|
| 【目標像４】 子どもが自己肯定感を持ち健やかに育つ | 施策４－１ | 基本施策１ | 確かな学力と自立する力の育成 |
| | 施策４－２ | 基本施策２ | 豊かな心と健やかな体の育成 |
| | 施策４－３ | 基本施策３ | 質の高い学校教育のための教育基盤の整備・充実 |
| | 施策４－４ | 基本施策４ | 多様なニーズに対応した教育の推進 |
| | 施策４－５ | 基本施策５ | 家庭や地域社会との連携・協働による教育の推進 |
| | 施策４－６ | 基本施策６ | 安全安心な学校施設の整備 |
| | 施策４－７ | 基本施策７ | こども・若者の居場所づくり |
| 【目標像１０】 趣味などを通して充実した時間を過ごせる | 施策１０－１ | 基本施策８ | 社会教育・生涯学習の振興 |
| | 施策１０－３ | 基本施策１０ | スポーツ・レクリエーション活動の推進 |
| | 施策１０－２ | 基本施策９ | 歴史的・文化資源の保存・活用と創造的な文化の振興 |
| 【目標像１２】 シビックプライドを持っている | 施策１２－２ | ※ 教育振興基本計画の観点からは、一体的に推進することが望ましいと考え、一つの基本施策としています。 | |

【第五次和光市総合振興計画の目標像と和光市教育振興基本計画の基本施策】